

認定特定創業支援事業を受けたことの証明に関する申請書

【 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）

第7条第1項の規定による証明に関する申請書 】

令和____年____月____日

知多市長 伊藤 清一郎 殿

申請者 住 所 _____

電話番号 _____

氏 名 _____

(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容、期間

2. 設立しようとする会社の商号（屋号）・本店所在地

・商号（屋号）： _____

・本店所在地： _____

3. 設立しようとする会社の資本金額 _____万円（会社の場合）

4. 事業の業種、内容

5. 事業の開始時期 令和____年____月____日

※2～5は、認定特定創業支援を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。既に事業を開始している場合は、その内容について記載ください。

認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書

証明番号 知商発第 _____ 号 証 明 日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者が上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

知多市長 伊藤 清一郎 印

有効期限 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

知 多 市

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、各種支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 会社^{*1}設立時の登録免許税の減免について

- (1) 創業を行おうとする者又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合には、登録免許税の軽減^{*2}を受けることが可能です。登録免許税の軽減を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局へ提出する必要があります。なお、2. の制度を受ける際は証明書の写しで対応が可能ですので事前に証明書の写しをとっておくことをお勧めします。
 - ※1 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を指します。
 - ※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減）されます。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

- (1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出し、別途、審査を受ける必要があります。なお、1. の制度を受けるためには証明書の原本が必要ですので証明書の写しを提出することをお勧めします。
- (2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。
- (3) 本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。

3. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げについて

- (1) 特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です（別途、審査を受ける必要があります）。
- (2) 本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合は、日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げを受けることができません。

※ 証明書は特定創業支援事業を受けたことを証明するものであり、上記の支援を受けることを保証するものではありません。

※ 後日、申請者の方に対してアンケートのため市からご連絡させていただく場合があります。